

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和8年4月6日	有限会社松北ラインサー ビス(法人番号 7230002001710) 代表者 加藤信孝	富山県富山市寺島1 298	本社営業所	富山県富山市寺島 1298	輸送施設の停止(34 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第15条第1項第1号及び 第15条4項	令和7年10月23日、労働局との合同監査対 象事業者を選定されたことを端緒として監査 実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時 間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条 第4項)(2)指導監督告示による運転者対 する指導及び監督違反(安全規則第10条第1 項)	4	4
一般貨物	令和8年4月9日	株式会社J・FAIR(法人番 号6220002000037) 代表 者吉川正晃	富山県射水市稲積5 2番地28	富山センター	富山県射水市稲積 52番地28	輸送施設の停止(10 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第15条第4項	令和7年7月9日、重傷事故を惹起したことを 端緒として監査実施。1件の違反が認められ た。(1)指導監督告示による運転者に対する 特別な指導及び運転適正診断受診義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10 条第2項)	1	1
一般貨物	令和8年4月20日	泉海商運中部株式会社 (法人番号 6120101072367) 代表者 岡山健治	大阪府和泉市平井 町307番地1	富山営業所	富山県富山市古沢 780番2	輸送施設の停止(26 日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第15条第1項第1号	令和7年7月30日、公安委員会からの通知を 端緒として監査実施。1件の違反が認められ た。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第4項)	3	3

一般貨物	令和8年4月27日	大谷総業運輸倉庫株式会社(法人番号1100001020655) 代表者大谷昇	長野県伊那市野底8268番地17	飯田営業所	長野県下伊那郡高森町下市田3208番地1、3208番地2	輸送施設の停止(126日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号及び第15条第4項	令和7年12月12日、接触事故を惹起したことを端緒として監査実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)酒酔い・酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)(3)点呼の実施違反未実施(安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録違反記載事項等の不備(安全規則第7条第5項)	13	13
------	-----------	--	------------------	-------	------------------------------	----------------------	-------------------------------	--	----	----

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。